

さいたま市告示第302号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 107枚
 - (2) 立看板 3個
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市北区本郷町1872番地
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市 都市局 都市計画部 北部都市計画指導課 都市管理係
 - (2) 電話 048(646)3178

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和8年2月17日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年 月 日	時 間	年 月 日	時 間	
1	大宮区	はり札	5	枚	令和7年12月28日	11:00 から 12:00	令和7年12月28日	12時00分	
2	北区	はり札	1	枚	令和8年1月15日	9:30 から 12:00	令和8年1月15日	12時00分	
3	大宮区	はり札	10	枚	令和8年1月17日	9:00 から 11:00	令和8年1月17日	11時00分	
4	大宮区	立看板	2	個	令和8年1月17日	9:00 から 11:00	令和8年1月17日	11時00分	
5	北区	はり札	23	枚	令和8年1月13日	8:30 から 15:30	令和8年1月13日	15時30分	
6	大宮区	はり札	21	枚	令和8年1月20日	8:30 から 15:30	令和8年1月20日	15時30分	
7	岩槻区	はり札	11	枚	令和8年1月10日	9:00 から 16:00	令和8年1月10日	16時00分	
8	岩槻区	立看板	1	個	令和8年1月10日	9:00 から 16:00	令和8年1月10日	16時00分	
9	見沼区	はり札	7	枚	令和8年1月10日	9:00 から 16:00	令和8年1月10日	16時00分	
10	岩槻区	はり札	15	枚	令和8年1月24日	9:00 から 16:00	令和8年1月24日	16時00分	
11	見沼区	はり札	14	枚	令和8年1月24日	9:00 から 16:00	令和8年1月24日	16時00分	
	合 計	はり札	107	枚					
		立看板	3	個					